

## 5 サインの設置方針

### 【本章の概要】

本章では、「サインの設置」について、対象とするサインの種類と役割を明確化し、「案内誘導」、「注意喚起」の2種類のサインの仕様、設置方法について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

#### 5.1 ガイドラインの対象とするサイン

本節では、本ガイドラインにおいて対象とするサインについて提示するとともに、サインの種類と役割について記載する。

#### 5.2 サインの仕様

本節では、サインのデザインやサイズについての基本的な考え方を記載する。

#### 5.3 案内誘導サインの整備方針

本節では、案内誘導サインの設置箇所や設置位置等の設置基準について、標準サインと補助サインのそれぞれについて記載する。

#### 5.4 注意喚起サインの整備方針

本節では、注意喚起サインの設置箇所や設置位置等の設置基準について、標準サインと補助サインのそれぞれについて記載する。

#### 5.5 サインに使用する材料

本節では、サインに使用する材料とその特性を記載する。

※ 本ガイドラインは、基本的なサインの設置基準等を示すものであり、現場での適用にあたっては、現場毎の異なる道路状況、交通状況等を交通管理者（警察）と協議し、調整を図りながら整備を進めることとする。

※ 実際に利用者からの意見を受けて、デザインの統一性に配慮した上で、サインの表記内容（上り勾配や峠名を示すもの、自転車ルートに沿線情報の紹介等）や設置基準を適宜追加・変更しても良い。

## 5.1 ガイドラインの対象とするサイン

本節では、本ガイドラインにおいて対象とするサインについて提示するとともに、サインの種類と役割について記載する。

### 5.1.1 サイン設置の基本的な考え方

広域的な自転車利用ネットワークにおけるサイン設置の基本的な考え方は、以下の通りである。

- ・ネットワークの快適性、安全性を向上させるために、「案内誘導サイン」と「注意喚起サイン」を設置する。
- ・自転車利用者に対して提示するサインのほか、自動車ドライバーに対して自転車の存在を注意喚起するサインを設置する。
- ・自転車ルートにネットワークとしての「ルート番号」を与えることで、サイクリングマップとのリンクを図るとともに、自転車利用者が現在地等を把握できるサインを設置する。

上記の考え方にに基づき、本ガイドラインで対象とするサインを下表に示す。

表 5.1 本ガイドラインの対象とするサイン

サインの種別		目的	設置箇所	主な表示内容
ルート案内・誘導	案内誘導サイン	自転車ルートの進行方向や通行方法を伝えるために設置する。	・単路部	○自転車ルートの進行方向 ○ルート番号 ○目的地（起終点等）までの距離
			・交差点	○自転車ルートの進行方向 ○主な目的地 ○ルート番号
注意喚起	注意喚起サイン	自転車ルート走行時の危険事象の発生を防ぐために設置する。	・単路部	○歩行者優先（対自転車） ○幅寄せ注意（対自動車）
			・交差点	○自動車注意（対自転車） ○歩行者注意（対自転車） ○横断自転車注意（対自動車）

<参考> 現地サインとサイクリングマップの役割分担

- ・現地サインは、自転車ルートや通行位置の連続的な誘導及び危険箇所における安全性の向上を主な目的として設置する。
- ・道路・交通情報（勾配、交通量等）や観光・施設案内情報は、主にマップにより情報提供する。
- ・現地サインに用いるルート名、ルート番号については、マップ上でも共通に用いる。
- ・現地サインとマップとの対応を図るため、起終点等の目的地に対し一定距離毎に設置する案内誘導サインについては、サインの設置箇所をマップにリンクさせる。

表 現地サインとマップとの役割分担

記載内容		現地サイン	サイクリングマップ
案内誘導	ルート名	○	○
	ルート番号	○	○
	目的地（起終点等）までの距離	○	△
通行位置明示		○	
注意喚起		○	△
道路情報（勾配、幅員等）		△	○
交通情報（自動車・歩行者交通量等）			○
観光案内情報			○
施設案内情報			○

5.1.2 サインの種類と役割

(1) サインの種類(案内誘導サインと注意喚起サイン)

本ガイドラインでは、サイン機能の種類として、ネットワークの「快適性」を向上させるために、利用者が迷わずに円滑に周遊するための「案内誘導サイン」と、ネットワークの「安全性」を向上させるために、ルート上の危険箇所等を利用者が事前に認識するための「注意喚起サイン」の2種類に区分する。

(2) サインの設置レベル(標準サインと補助サイン)

本ガイドラインでは、広域的な自転車利用ネットワークの全ての区間において標準的に設置する「標準サイン」と、特に安全性・快適性を高める場合等、標準サインに加えて必要な箇所への設置を検討する「補助サイン」に区分し、それぞれについて設置基準を設ける。

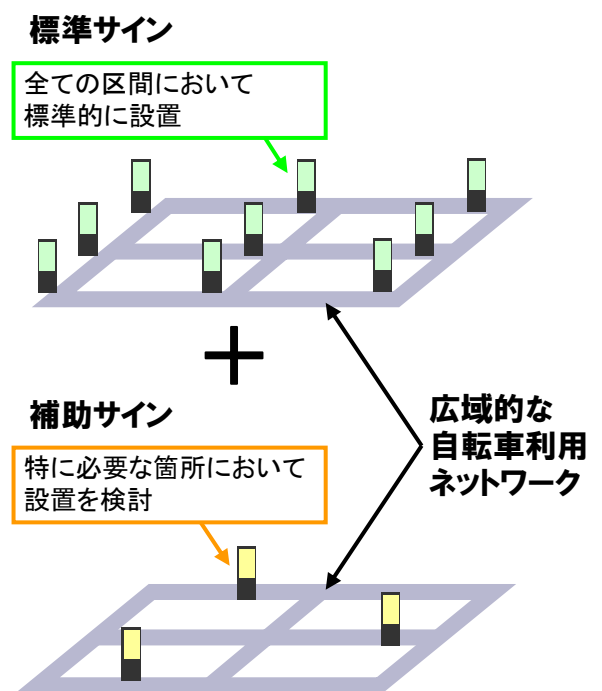


図 5.1 標準サインと補助サインの位置付けイメージ

(3) 案内誘導サイン一覧

案内誘導サインの種類と役割について下表に示す。

表 5.2 案内誘導サインの種類と役割<sup>※1</sup>

赤囲みは標準サイン

機能	サイン種類	設置レベル		対象者 <sup>※2</sup>		対象道路		設置箇所		サインの役割	サインイメージ	参照頁			
		標準サイン	補助サイン	自転車	自動車	多車線道路	1車線道路	単路部	交差点			・表記内容	・設置箇所	設置位置	
案内誘導	ルート案内	A-1) 進行方向案内サイン	●		●	○	●	●	○	●	迷いやすい交差点等において、自転車ルートの進行方向を明示する		P5-15	P5-17	P5-22
		A-2) 距離表示サイン	●		●		●	●	●	○	自転車ルートの目的地名と目的地までの距離を明示する		P5-15	P5-19	P5-22
		A-3) ルート交差点案内サイン	●		●		●	●		●	自転車ルートが交差する地点において、各自転車ルートの進行方向および目的地名を明示する		P5-15	P5-19	P5-22
	A-4) 交差点横断位置案内サイン		●	●			●	●		●	交差点部における自転車の横断位置を明示する		P5-16	P5-23	P5-25
	A-5) カラーライン(舗装)		●	●	○		●	○	●		自転車利用者に自転車ルートの連続性や通行位置を明示		P5-16	P5-23	P5-25
	通行位置明示	A-6) 左側通行明示サイン		●	●	○	●		●		自転車の通行位置が車道左側であることを明示する		P5-16	P5-24	P5-25
		A-7) 通行位置推奨サイン		●	●		●		●		自転車の通行位置・方向(左側通行)を明示する		P5-16	P5-24	P5-25

※1 該当する項目に●、場合に応じて該当する項目に○を記載する。

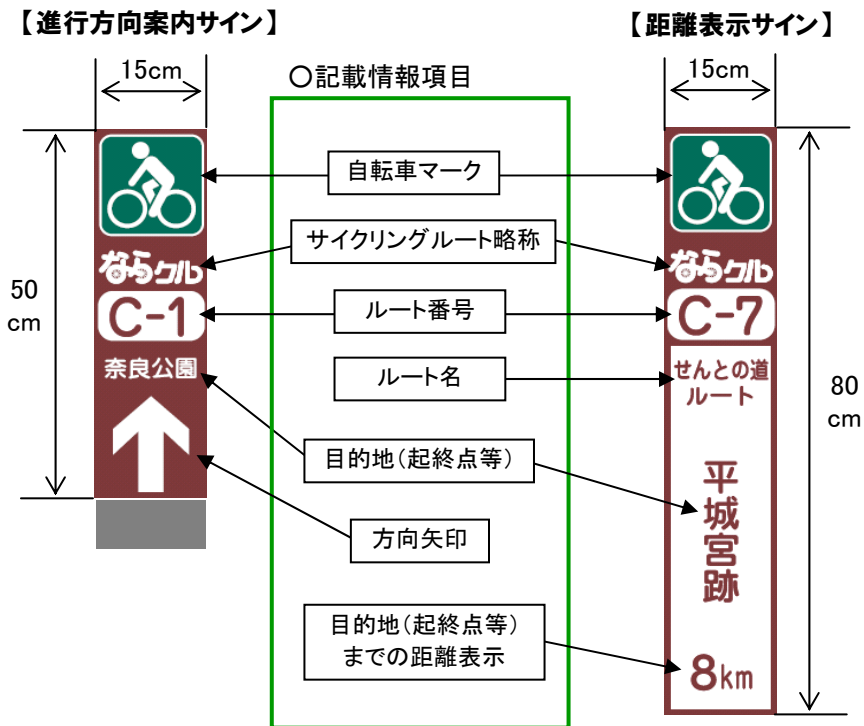
※2 対象者の定義 自転車：自転車利用者に対して見せるサイン 自動車：ドライバーに対して見せるサイン。

<参考> 案内誘導サインの表示内容について

案内誘導サインの表示内容について以下に示す。

- ・「自転車マーク」は、自転車利用者向けのサインであることを示すシンボルマーク。
- ・「サイクリングルート略称」は、奈良県内の自転車ルート全体を示す名前の略称。  
→「ならクル」
- ・「ルート名」は、自転車ルートの個別路線を示す名前。
- ・「ルート番号」は、自転車ルートの個別路線を示す番号であり、現地サインとあわせてサイクリングマップにも掲載され、現地サインとの対応を確認できる\*。
- ・「目的地（起終点等）」は、自転車ルートの個別路線の目的地（起終点等）となる地名。
- ・「方向矢印」は、自転車ルートの進行方向を示す矢印。

※ 現地サインとサイクリングマップの役割分担は P5-3 参照。









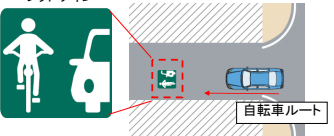
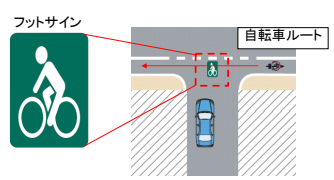




(4) 注意喚起サイン一覧

注意喚起サインの種類と役割について下表に示す。

表 5.3 注意喚起サインの種類と役割<sup>※1</sup>

赤囲みは標準サイン

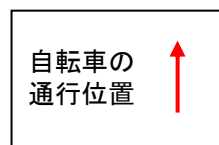
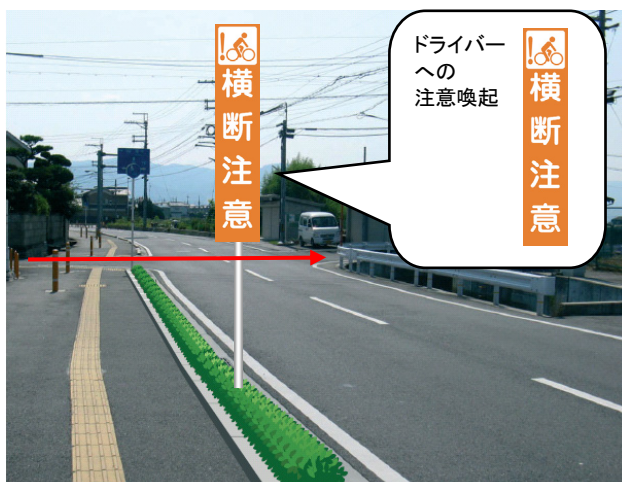
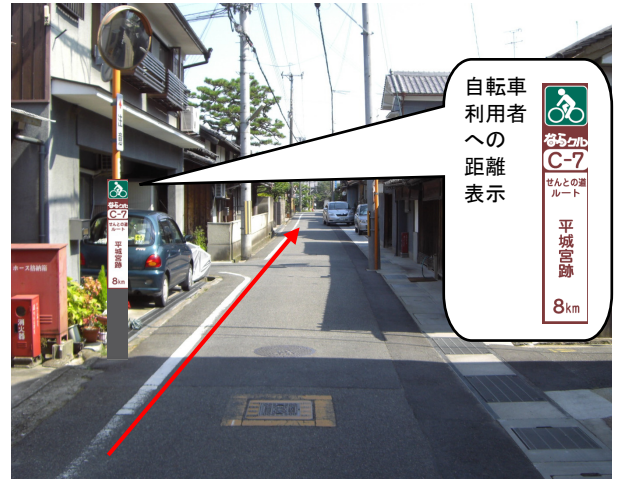
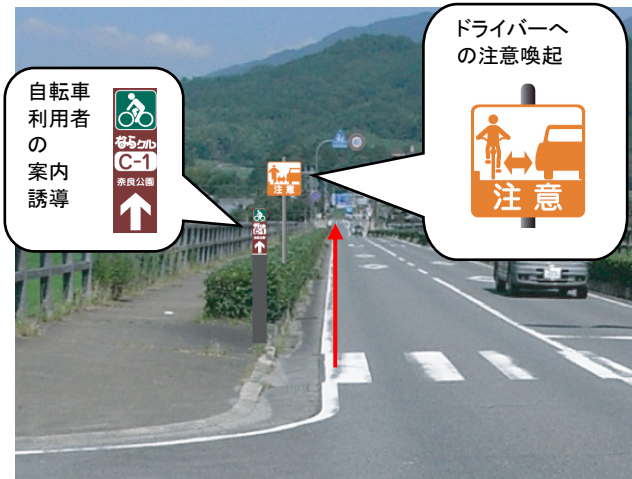
機能	サイン種類	設置レベル		対象者		対象道路		設置箇所		サインの役割	サインイメージ	参照頁		
		標準サイン	補助サイン	自転車	自動車	多車線道路	1車線道路	単路部	交差点			・表記内容	・設置箇所	・設置位置
注意喚起	B-1) 自転車注意サイン	●		●		●	●		●	自転車に対し、交差点を走行する自動車への注意を促す	看板(縦型)  フットサイン 	P5-26	P5-28	P5-30
	B-2) 歩行者注意サイン	●		●		●	●		●	自転車に対し、交差点を通行する歩行者への注意を促す	看板(縦型)  フットサイン 	P5-26	P5-28	P5-30
	B-3) 歩行者優先サイン	●		●		●			●	自転車に対し、歩行者を優先し、交通マナーを守った通行(徐行等)を促す	看板(縦型)  フットサイン 	P5-26	P5-29	P5-30
	B-4) 幅寄せ注意サイン	●		○	●	●			●	ドライバーに対し、車道左側を走行する自転車との車間に注意した運転を促す	看板(標識型) 	P5-26	P5-29	P5-30
	B-5) 横断自転車注意サイン	●			●	●			●	ドライバーに対し、前方での自転車の横断に注意を促す ※交差点道路側に設置	看板(縦型) 	P5-26	P5-29	P5-30
	B-6) 自転車ルート明示サイン		●		●		●		●	ドライバーに対し、当該道路が自転車ルートであることを示し、通行する自転車に注意した運転を促す	フットサイン 	P5-27	P5-32	P5-34
	B-7) 自転車走行箇所明示サイン		●		●		●		●	ドライバーに対し、交差点の自転車横断位置を明示し、横断する自転車に注意した運転を促す ※交差点側の自動車に対して設置	フットサイン 	P5-27	P5-32	P5-34
	B-8) 自転車注意サイン		●		●	●			●	交差点において、右左折するドライバーに対し、車道左側を走行する自転車や反対車線を走行する自転車に注意した運転を促す。	看板(縦型) 	P5-27	P5-33	P5-34
	B-9) 下り坂注意サイン		●	●	●		○		●	自転車に対し、急な下り坂等、危険な箇所を走行する際に注意を促す	看板(標識型) 	P5-27	P5-33	P5-34

※1 該当する項目に●、場合に応じて該当する項目に○を記載する。

※2 対象者の定義 自転車：自転車利用者に対して見せるサイン 自動車：ドライバーに対して見せるサイン。

<参考> 標準サインの設置イメージ

自転車走行空間に設置する標準サインの設置イメージを以下に示す。



## 5.2 サインの仕様

本節では、サインのデザインやサイズについての基本的な考え方を記載する。

### 5.2.1 サイン仕様の基本的な考え方

サイン仕様の基本的な考え方を以下に示す。

- ・自転車利用者に対して、ネットワーク全体の連続性や自転車向けサインであることをわかりやすく示すため、共通のデザイン（自転車マーク・配色等）を用いたサインとする。
- ・景観に配慮するとともに、走行中の自転車利用者やドライバーにも見やすい配色・サイズとする。
- ・注意喚起サインは、遠くからでも目立つように配慮した配色とする。

### 5.2.2 サインの共通デザイン

サインの共通デザイン部分として、自転車利用者向けのサインであることを示す「シンボルマーク」、シンボルマークや自転車走行空間の路面に用いる「テーマカラー」、サインの色の中で最も面積を占める「ベースカラー」について以下に示す。

#### <シンボルマーク>

- ・自転車用サインであることが一目で理解できるように、走行中の横向きの自転車マークを用いる。

#### <テーマカラー>

- ・奈良の地域特性を踏まえ、「大和青垣※」をイメージさせる「緑系統の色」をシンボルマークに用いる。

#### <ベースカラー>

**案内誘導サイン**：既に整備されている観光案内サインとの整合性を考慮し、奈良県の色として県章にも使われている蘇芳（すほう）色を用いる。

**注意喚起サイン**：自転車利用者やドライバーの注意を惹くオレンジ系の色を用いる。

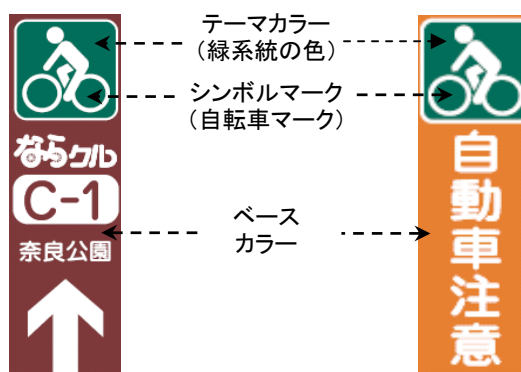
※ 大和平野を取り囲む山々を意味する。

#### 【サインの共通デザイン】

##### ■案内誘導サイン

##### ■注意喚起サイン

##### ■カラーライン・カラー舗装



自転車走行空間を示す色として、テーマカラーを自転車道や自転車レーン等のカラー舗装及びカラーラインにも使用



＜参考＞ テーマカラー(緑系統の色)の選定理由

○「緑」は奈良の地勢や歴史と関係性が深い

- ・奈良県は、周囲を吉野山地や宇陀山地、生駒山地等の山々に囲まれている。特に、奈良盆地を取り巻く山々を青垣に見立てて「大和青垣」と呼び、大和の国をたたえる表現が古来からある等、緑のイメージが比較的強い。
- ・奈良県は「若草山」を有しており、名前からは緑色を想起させる。



写真 奈良盆地を取り巻く山々



写真 若草山

○「緑」は自転車走行空間の色として既に県民(自転車利用者)に親しまれている

- ・既存の大規模自転車道に緑が使われており、今回設定する広域的な自転車利用ネットワークのうち、大規模自転車道が総延長のうち一定の割合を占めており、利用者にとって既に緑色が自転車走行空間の色として親しまれている。
- ・地域における色の統一性の観点から、利用者の混乱を避けるためにも「緑系統の色」を採用することが望ましいと考えられる。



写真 緑色舗装による自転車の通行位置明示  
(大和中央自転車道)

＜補足＞ 自転車走行空間の色に関する基準について

- ・テーマカラーについては、自転車走行空間のカラー舗装等の色にも用いることから、国土交通省や警察庁が示している基準との整合を図る必要がある。
- ・「自転車施策推進に係る地方説明会における疑義と回答事例集（平成20年6月、国土交通省・警察庁）」によれば、自転車レーンの色として原則青色系を推奨しているが、地域における統一性や周囲の景観への配慮により、地域において決定することとしている。

### 5.2.3 サインサイズの基本的な考え方

サインサイズは、走行中の自転車利用者やドライバーが見やすいことに配慮する必要がある。サインのサイズについての基本的な考え方を以下に記載する。

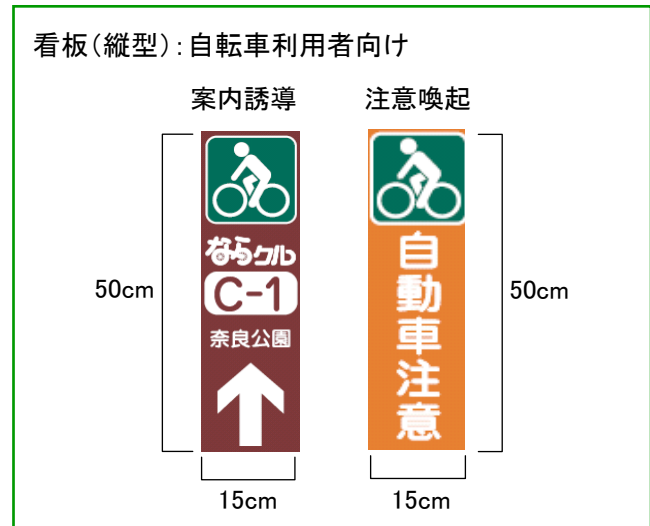
個別サインの仕様は、第5章第3節第1項及び第5章第4節第1項に示す。

#### (1) 看板サインのサイズ

##### 1) 看板(縦型)のサイズ

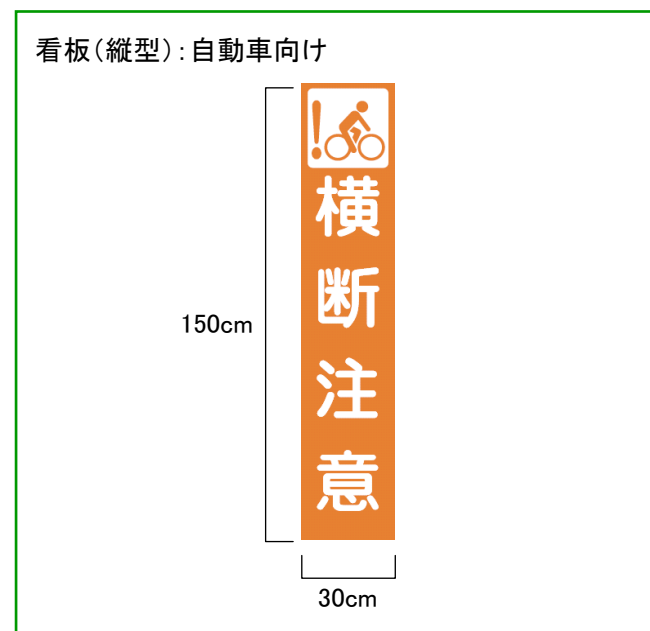
###### a) 自転車向け

看板が道路の建築限界内(歩道上で高さ2.5m、車道上で高さ4.5m)に入らないように、歩道の路上施設帯の幅(50cm)の中に納まるように、照明柱等のポール程度の横幅(15cm)とする。



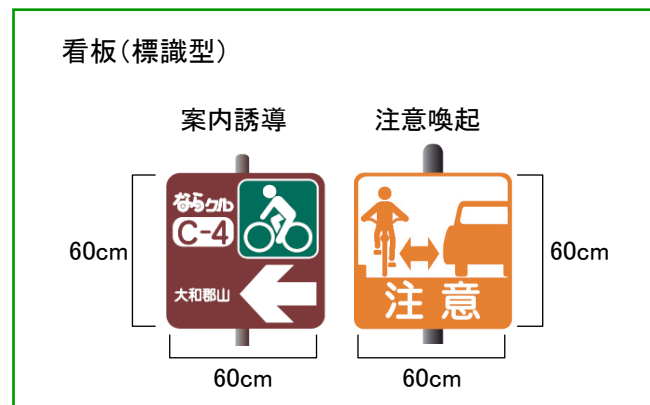
###### b) 自動車向け

ドライバーが視認できる文字サイズ(20cm)を基に、語句が収まるサイズとする。



##### 2) 看板(標識型)のサイズ

標識タイプの看板サイズは、既存の規制標識、指示標識の看板サイズに準拠したサイズとする。



(2) フットサインの縦横比

自転車向けのフットサインについては、自転車走行中に見やすいように、縦横比を1.5:1とする。



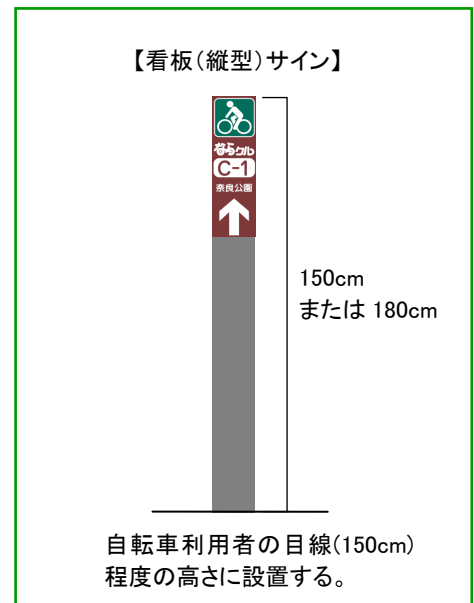
(3) 看板サインの設置高さ

1) 看板(縦型)の設置高さ

看板(縦型)サインの設置高さは、走行中の自転車利用者の視線の高さを考慮し、看板の上端が地表より150cm(または180cm)程度の高さとなるように設置する。

2) 看板(標識型)の設置高さ

看板(標識型)サインの設置高さは、看板の下端が地表より180cmの高さとなるように設置する。ただし、看板が歩道の建築限界を侵す場合には、これを考慮し看板の下端が地表より250cmの高さとなるように設置する。



<参考> モニター走行実験における設置高さの検証

平成22年12月に実施したモニター走行実験では、看板(縦型)サインの高さについて、被験者の約8割が高さとして問題ないと答えており、設置高さとしての有効性が確認されている。

問 設置高さの点でのサインの見やすさについて

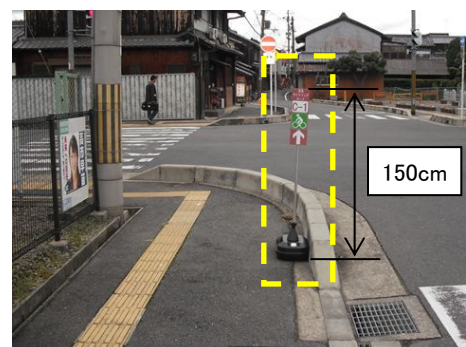
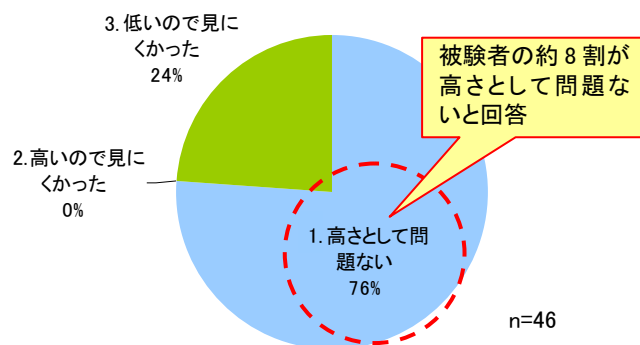
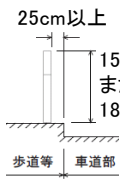
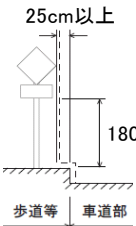
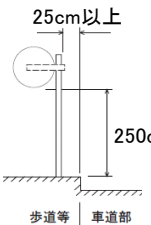
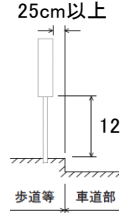
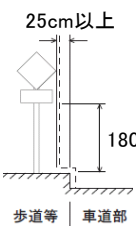
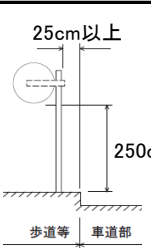


写真 実験時のサイン設置状況

看板サインの種類別の設置高さの基準を下表に示す。

表 5.4 看板サインの種類別の設置高さ

サイン種類		設置箇所	高さ(cm)	
自転車向け	看板(縦型)	歩道等 (路上施設帯) 車道* (路肩)	25cm以上  150cm または 180cm	150または180 (上端までの高さ)
		歩道等 (路上施設帯) 車道* (路肩)	25cm以上  180cm	180 (下端までの高さ)
	歩道等 ・歩道幅員が狭い (1.5m程度)	25cm以上  250cm	250 (下端までの高さ)	
自動車向け	看板(縦型)	歩道等 (路上施設帯) 車道* (路肩)	25cm以上  120cm	120 (下端までの高さ)
		歩道等 (路上施設帯) 車道* (路肩)	25cm以上  180cm	180 (下端までの高さ)
	歩道等 ・歩道幅員が狭い (1.5m程度)	25cm以上  250cm	250 (下端までの高さ)	




※ 車道に設置する場合には建築限界を侵さないように設置すること。

### 5.2.4 サインに使用する色の設定

案内誘導サインや注意喚起サインに統一的に使用する色の設定を下表に示す。

なお、実際のサイン設置にあたっては、当該地区における景観等の法令基準に留意し、これに適合するように明度・彩度の値を弾力的に変更することとする。

表 5.5 サインに使用する色の規定

	サイン例示	色の規定
案内誘導サイン	<p>看板(縦型)                      フットサイン<sup>※1</sup></p> 	<p>&lt;ベースカラー&gt; マンセル値 : 5R 2/6 CMYK値 : C63 M95 Y95 K0</p> <p>&lt;テーマカラー&gt;<sup>※2</sup> マンセル値 : 1.7G 3.4/6.6 CMYK値 : C100 M50 Y80 K0</p>
注意喚起サイン	<p>看板(縦型)      フットサイン<sup>※1</sup>      看板(標識)</p> 	<p>&lt;ベースカラー&gt; マンセル値 : 2.5YR 5.5/13 CMYK値 : C7 M60 Y93 K0</p> <p>&lt;テーマカラー&gt; マンセル値 : 1.7G 3.4/6.6 CMYK値 : C100 M50 Y80 K0</p>
看板サインの裏面・支柱	<p>看板(縦型)                      看板(標識)</p> 	<p>こげ茶色 マンセル値 : 7.5YR 2.3/1.5 CMYK値 : C90 M100 Y98 K0</p>

※1 フットサインは表現できる色に制約があるため、使用する色の規定については、奈良県 土木部 道路・交通環境課と協議すること。

※2 カラーライン・カラー舗装に使用するテーマカラー（緑系統の色）の規定については、奈良県 土木部 道路・交通環境課と協議すること。

<参考> マンセル値について

<マンセル値>

マンセル値は、色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格に採用され、国際的にも広く用いられている「マンセル表色系」によって規定される色彩を表記する記号であり、下記の3つの色の属性を組み合わせて表記する。

有彩色は、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、ニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記する。

(色相)

色相は、いろあいを表す。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記する。

(明度)

明度は、明るさを0から10までの数値で表したもの。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなる。

(彩度)

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表したもの。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になる。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度である。

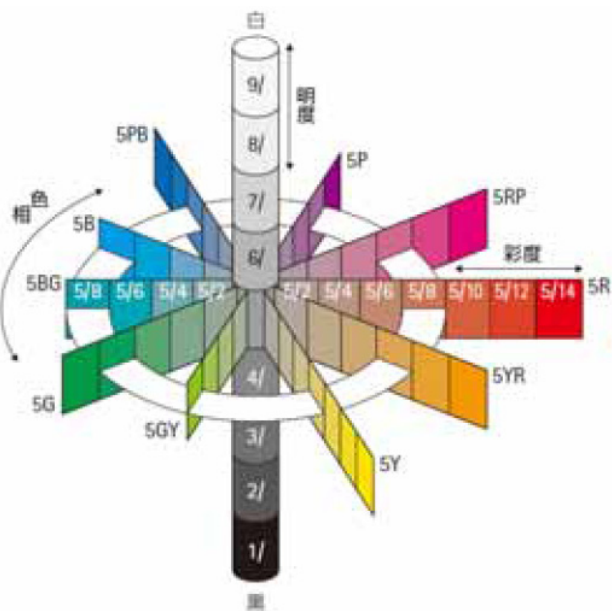


図 マンセル色立体の構造

### 5.3 案内誘導サインの整備方針

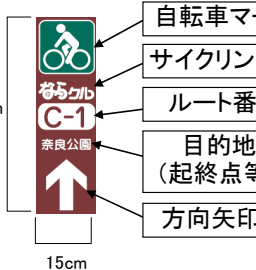




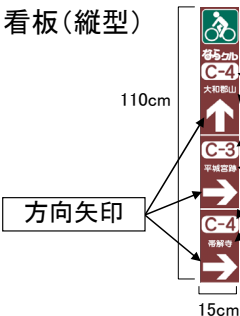
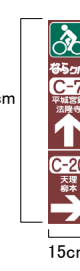
本節では、案内誘導サインの仕様や設置箇所、設置位置等の設置基準について、標準サインと補助サインのそれぞれについて記載する。

#### 5.3.1 案内誘導サインの仕様

##### (1) 案内誘導サイン(標準タイプ)の仕様

案内誘導サイン(標準タイプ)のサイズや表記内容を下表に示す。

表 5.6 案内誘導サイン(標準タイプ)の仕様

サイン種類	サインサイズ及び表記内容 <sup>※3</sup>		
<p>A-1) 進行方向 案内サイン</p>	<p>看板(縦型)</p>  <p>自転車マーク サイクリングルート略称 ルート番号 目的地(起終点等) 方向矢印</p>	<p>看板(標識型)<sup>※1</sup></p>  <p>60cm 60cm 15cm 300m</p>	<p>フットサイン<sup>※2</sup> ※看板が設置できない場合</p>  <p>67.5cm 45cm</p>
<p>A-2) 距離表示 サイン</p>	<p>看板(縦型)</p>  <p>80cm 15cm</p> <p>ルート番号 ルート名 目的地(起終点等)までの距離表示</p>	<p>看板(標識型)<sup>※1</sup></p>  <p>60cm 60cm 25cm</p> <p>大和郡山まで 5km</p>	
<p>A-3) ルート交差点 案内サイン</p>	<p>看板(縦型)</p>  <p>110cm 15cm</p> <p>ルート番号 目的地(起終点等) 方向矢印</p>	 <p>80cm 15cm</p>	

※1 山間部で周囲の樹木等により、看板(縦型)サインの視認性確保が困難な場合、代替として設置を検討する。  
 ※2 看板(縦型)サインを設置する場所がない、またはサインの視認性確保が困難な場合、代替として設置を検討する。  
 ※3 語句や距離表示に使用する文字フォントについては、以下の通りとする。

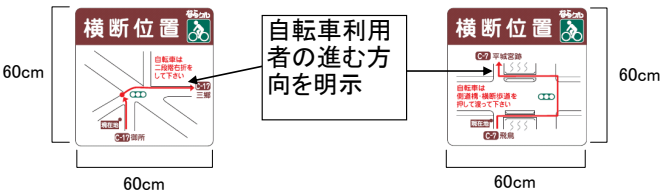
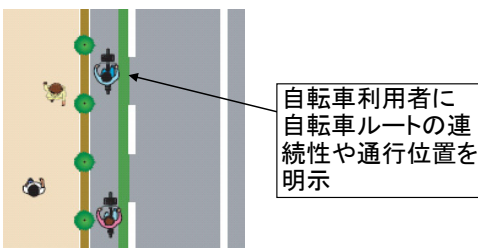
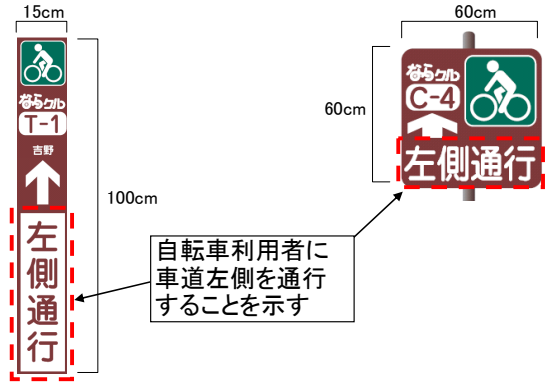
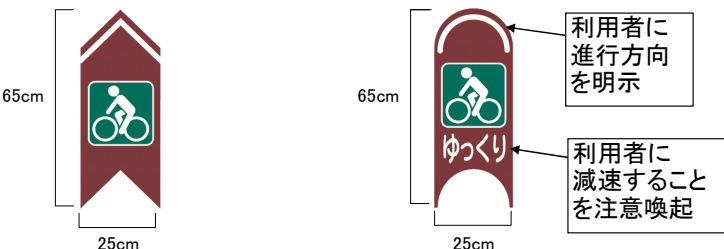
【和文】じゅん 34 (長体: 100~55%、平体: 100~75%)

【英数】じゅん 34 (長体: 100~55%、平体: 100%)

(2) 案内誘導サイン(補助タイプ)の仕様

案内誘導サイン(補助タイプ)のサイズや表記内容を下表に示す。

表 5.7 案内誘導サイン(補助タイプ)の仕様

サイン種類	サインサイズ及び表記内容 <sup>※2</sup>
<p>A-4) 交差点 横断位置 案内サイン</p>	<p>看板(標識型)                      看板(標識型)</p>  <p>60cm                      60cm</p>
<p>A-5) カラーライン (舗装)</p>	<p>カラーライン(舗装)</p>  <p>自転車利用者に 自転車ルートの連続性や通行位置を 明示</p>
<p>A-6) 左側通行明示 サイン</p>	<p>看板(縦型)                      看板(標識型)<sup>※1</sup></p>  <p>15cm                      60cm</p> <p>100cm</p> <p>自転車利用者に 車道左側を通行 することを示す</p>
<p>A-7) 通行位置 推奨サイン</p>	<p>フットサイン(専用空間用)                      フットサイン(自歩道用)</p>  <p>65cm                      65cm</p> <p>25cm                      25cm</p> <p>利用者に 進行方向 を明示</p> <p>利用者に 減速するこ とを注意喚起</p>

※1 山間部で周囲の樹木等により、看板(縦型)サインの視認性確保が困難な場合、代替として設置を検討する。

※2 語句や距離表示に使用する文字フォントについては、以下の通りとする。

【和文】じゅん 34 (長体: 100~55%、平体: 100~75%)

【英数】じゅん 34 (長体: 100~55%、平体: 100%)



### 5.3.2 案内誘導サインの設置基準

#### (1) 案内誘導サイン(標準タイプ)の設置基準

案内誘導サイン(標準タイプ)の設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。

##### 1) 設置箇所・設置間隔

##### A-1) 進行方向案内サイン

・ 下記の i) ii) iii) のいずれかの条件を満たす箇所に設置する。

- i) 進行方向が変わる交差点
- ii) 進行方向は変わらないが、迷いやすい交差点
- iii) 上記の条件による設置間隔が 1km を超える場合には、間隔が 1km を超えないよう中間に設置する。

・ サインの有効性を高めるために、必要に応じて「確認サイン」や「予告サイン」を設置する (P5-18 参照)。



#### <参考> 設置を検討する交差点の目安

当該自転車ルートが 1 車線道路の場合は、多車線道路との交差点や、実際に進行方向が替わる交差点において設置を検討する。また、1 車線道路同士の交差点の場合は、交差道路側の幅員が明らかに広く自転車ルートが従道路であることが明確な場合や迷いやすいと判断される場合に設置を検討する。

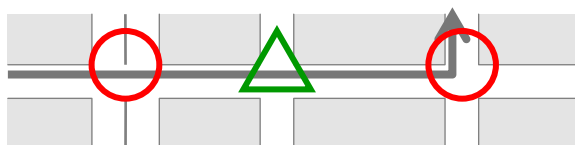
当該自転車ルートが多車線道路の場合は、多車線道路との交差点や、実際に進行方向が替わる交差点において設置を検討する。また、1 車線道路との交差点の場合など、自転車ルートが主道路であることが明確な場合は基本的に設置しない。

表 設置を検討する交差点の目安

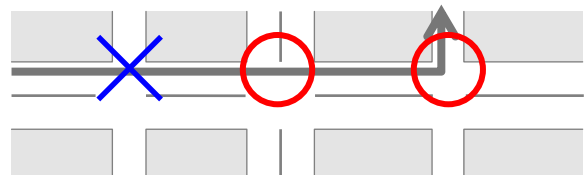
		交差道路	
		1 車線道路	多車線道路
自転車ルート	1 車線道路	△	○
	多車線道路	×	○

○ : 設置を検討、× : 設置検討の必要なし、△ : 状況に応じて設置を検討

#### 【自転車ルートが 1 車線道路の場合】



#### 【自転車ルートが多車線道路の場合】

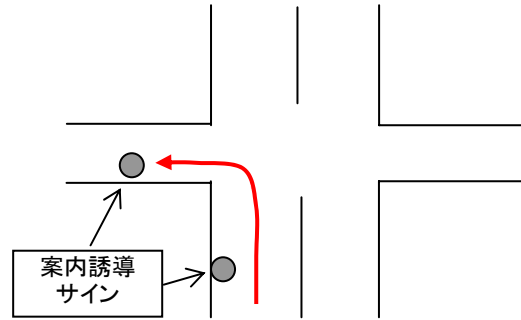


○ : 設置を検討、× : 設置検討の必要なし、△ : 状況に応じて設置を検討

図 設置を検討すべき交差点

<確認サインの設置>

- ・ 自転車ルートが多車線道路から1車線道路に曲がる交差点など、迷いやすい交差点では、自転車利用者が不安にならないように、交差点手前だけでなく、交差点を曲がった直後にも、確認用の案内誘導サインを設置することが望ましい。
- ・ 直進であっても、大きな交差点で横断距離が長く、自転車利用者が不安になる恐れがある場合については、確認用の案内誘導サインを設置することが望ましい。
- ・ 自転車ルートの交差部において、各ルート方向に進行した直後に、自転車利用者がルート名やルート番号等を確認できるように確認用の案内誘導サインを設置することが望ましい。

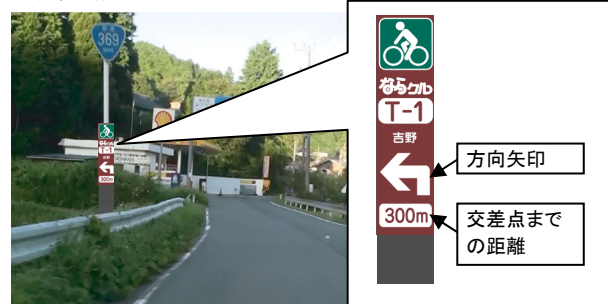


<予告サインの設置>

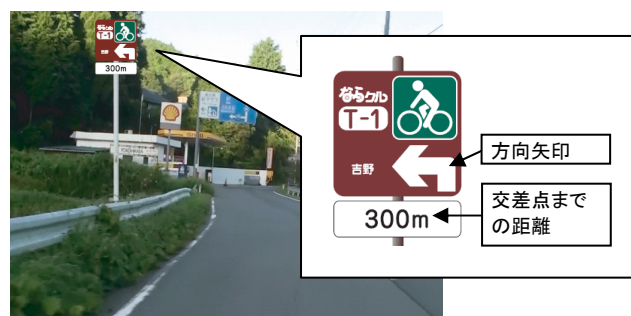
- ・ 山間部に位置する自転車ルートや多車線道路等において、急カーブ等で前方が視認しにくい箇所では、案内誘導サインを交差点直前に設置するほか、必要に応じて交差点から約 300m 手前において、予告用の案内誘導サインを設置することが望ましい。

【予告サインの設置イメージ】

○看板(縦型)タイプ



○看板(標識型)タイプ



### A-2) 距離表示サイン

- ・ 自転車ルート上の目的地（起終点等）から約1km 毎に設置する。
- ・ 山間部では2～3km 毎に設置する。

自転車利用者の位置から目的地（起終点等）までの距離を約1km 単位で表示する。サインの設置箇所は、目的地（起終点等）から約1km 間隔の箇所とする。設置間隔は沿道条件等にあわせて、±200m を目安に弾力的に設定する。

また、サインの設置や維持管理の効率化にあたって、上り方向と下り方向の距離表示サインを近くに設置することが望ましい。

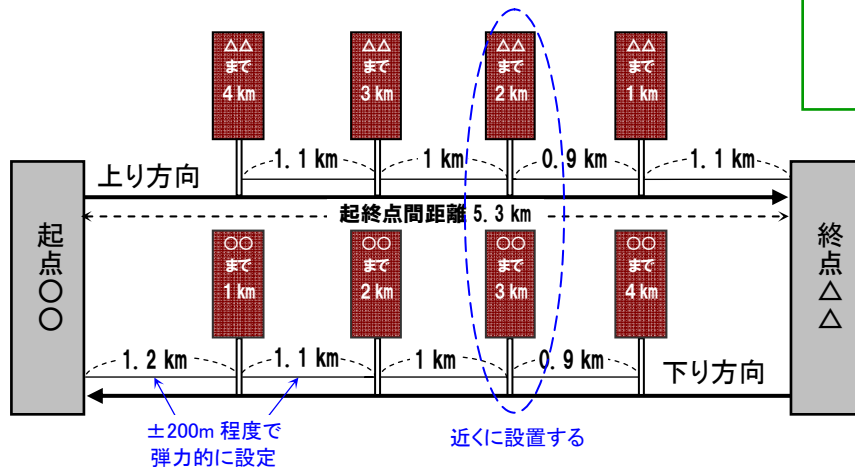


図 5.2 目的地(起終点等)と距離表示の関係イメージ

### A-3) ルート交差部案内サイン

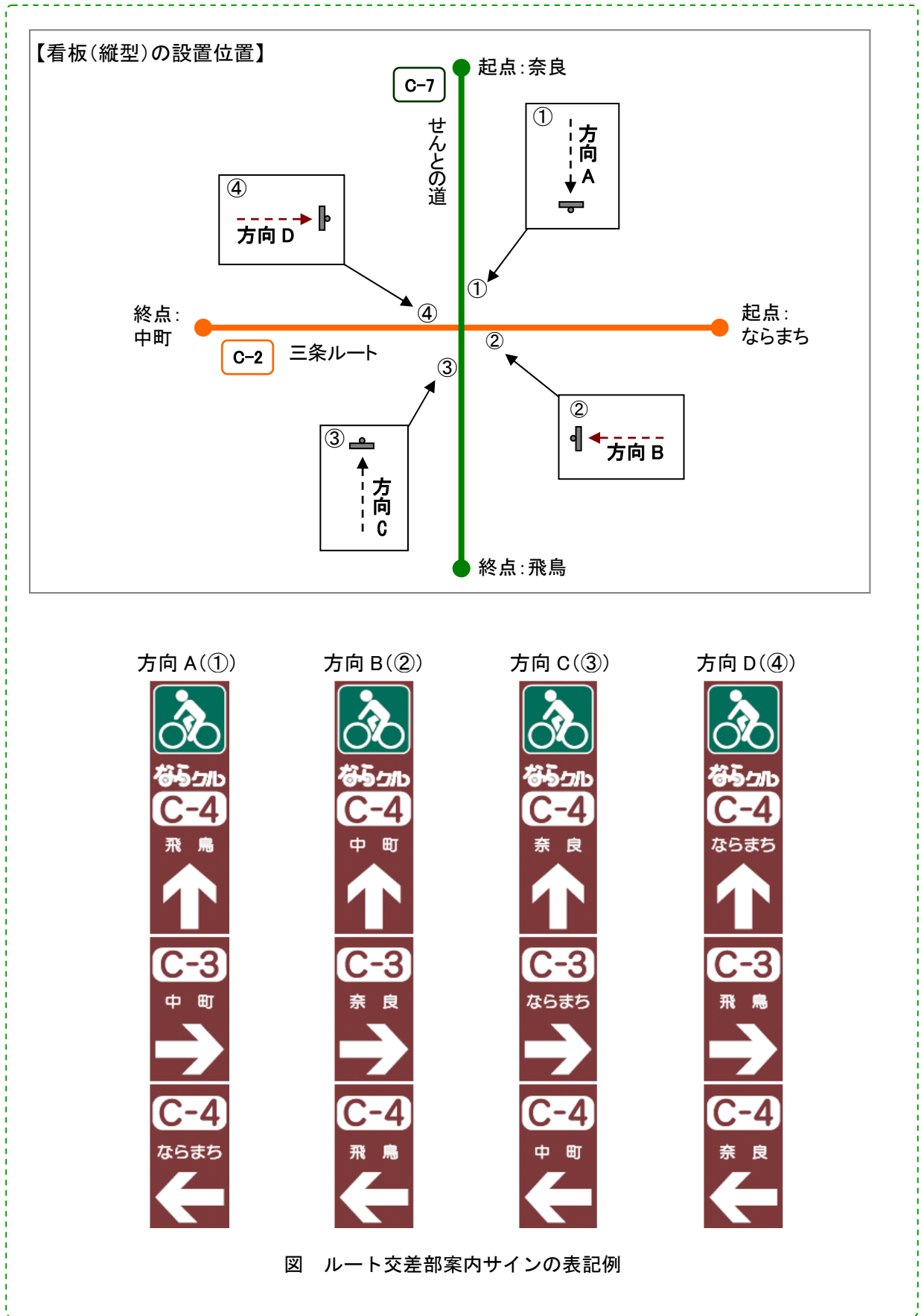
- ・ 自転車ルート同士の交差点に設置する。

ルート交差部案内サインは、自転車ルート同士の十字路の場合においては、交差部への進入方向を除いて、一つのサインで3方向のルートを案内することが必要である\*。

\* 自転車の進行方向とサインの表記内容を P5-20 及び P5-21 に整理する。



<参考> ルート交差点案内サインの表記パターン(1/2)



<参考> ルート交差部案内サインの表記パターン(2/2)

■2つの自転車ルートが接続するパターン

自転車ルートの組み合わせと看板の設置位置	ルート交差部案内サインの表記例	自転車ルートの組み合わせと看板の設置位置	ルート交差部案内サインの表記例
<p>自転車ルート サインの設置位置 C-2 C-1 利用者の進入方向</p>	<p>設置位置に対応する表記例</p>	<p>C-2 C-1</p>	
<p>C-2 C-1</p>		<p>C-2 C-1</p>	
<p>C-2 C-1</p>			

凡例

- C-1
- C-2 : 自転車ルート
- C-3
- : 利用者の進入方向
- ①②③④ : サインの設置位置

■3つの自転車ルートが接続するパターン

自転車ルートの組み合わせと看板の設置位置	ルート交差部案内サインの表記例
<p>C-2 C-3 C-1</p>	

2) 設置位置

自転車ルート上の通行位置別に、案内誘導サイン（標準タイプ）の設置位置を下表に示す。  
自転車の通行位置は第3章を参照すること。

表 5.8 案内誘導サイン(標準タイプ)の設置位置

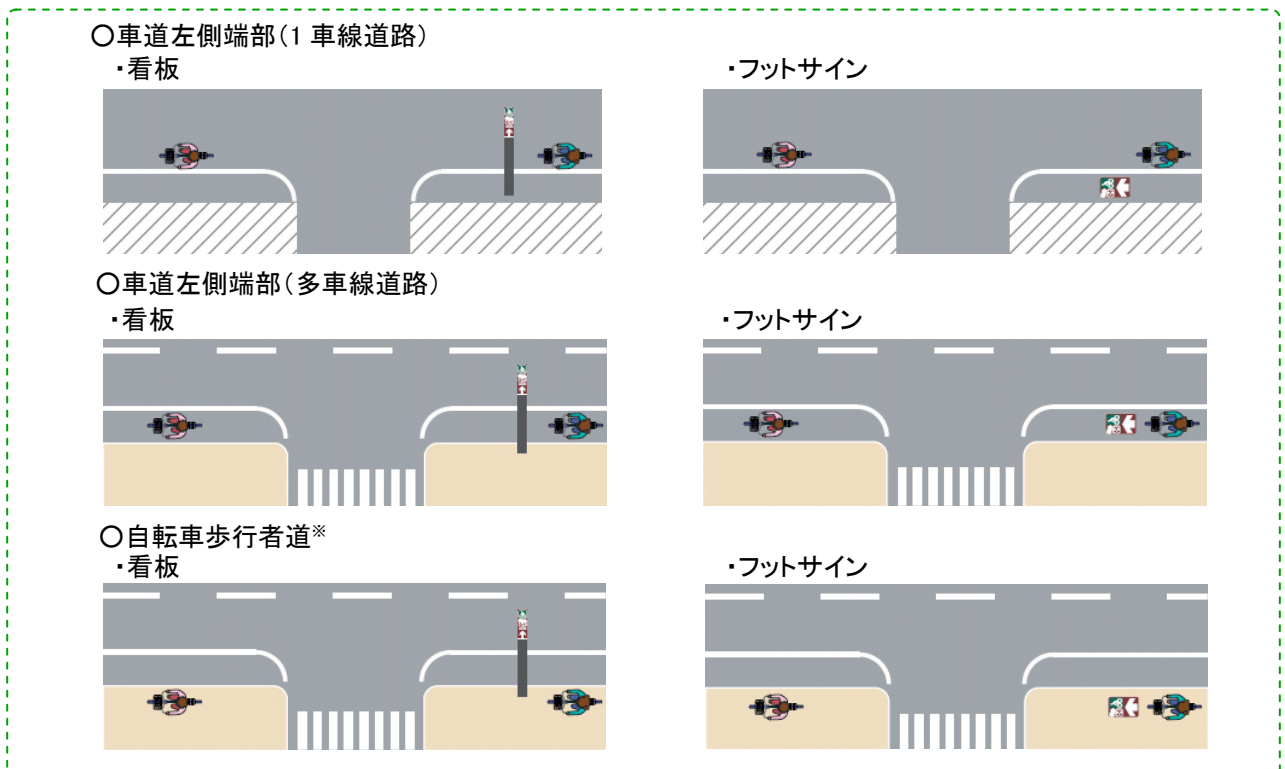
サイン種類	サイン種類	自転車ルート上の通行位置					
		車道左側端部 (1車線道路)	車道左側端部 <sup>※1</sup> (多車線道路)		自転車歩行者道	自転車歩行者専用道路	自転車道
			歩道あり	歩道なし			
A-1) 進行方向案内サイン	看板(縦型・標識型 <sup>※2</sup> )	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
	フットサイン <sup>※3</sup>	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・自転車歩行者道	・自転車歩行者専用道路	・自転車道
A-2) 距離表示サイン	看板(縦型・標識型 <sup>※2</sup> )	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
A-3) ルート交差点案内サイン	看板(縦型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)

※1 自転車専用通行帯（自転車レーン）の場合も含む。

※2 山間部で周囲の樹木等により、看板（縦型）サインの視認性確保が困難な場合、代替として設置を検討する。

※3 看板（縦型）サインを設置する場所がない、または視認出来ない場合に、代替として設置を検討する。

<参考> 通行位置別のサイン設置位置イメージ



※ 自転車歩行者道が道路の片側のみ設置されている場合は、双方向を通行できることに留意し、看板サインを両面に設置する。

## (2) 案内誘導サイン(補助タイプ)の設置基準

案内誘導サイン(補助タイプ)の設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。

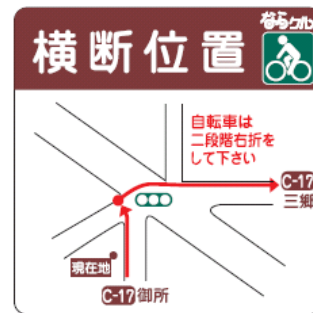
### 1) 設置箇所・間隔

#### A-4) 交差点横断位置案内サイン

○自転車の横断位置が、特にわかりにくい交差点において設置を検討する。

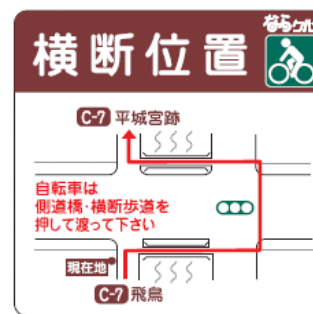
- ・ ルート上の五叉路等の変則交差点において、自転車の横断位置が特にわかりにくい場合は、具体的な横断位置や、二段階右折時の停止箇所等を案内する(例示1)。

<例示1>



- ・ ルート上で、自動車交通量の多い幹線道路の横断箇所において、信号機等が設置されておらず横断が危険な場合は、周囲で安全に横断できる箇所を案内する(例示2)。

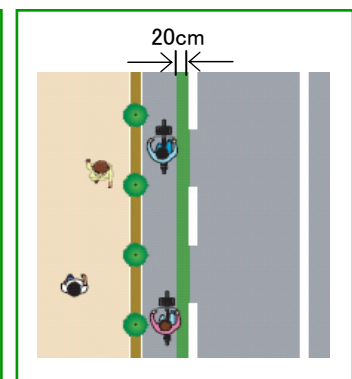
<例示2>



#### A-5) カラーライン(カラー舗装)

○自転車が車道左側を通行する区間において、一定の連続した区間を確保できる下記の場合に、警察と協議の上、設置を検討する<sup>※1</sup>。

- ・ 自動車交通量が多く、路肩が広い(幅員1m以上)場合について、自転車の通行位置を示す必要がある区間<sup>※2</sup>、かつ自動車への注意喚起を促す必要がある区間<sup>※3</sup>において設置を検討する。

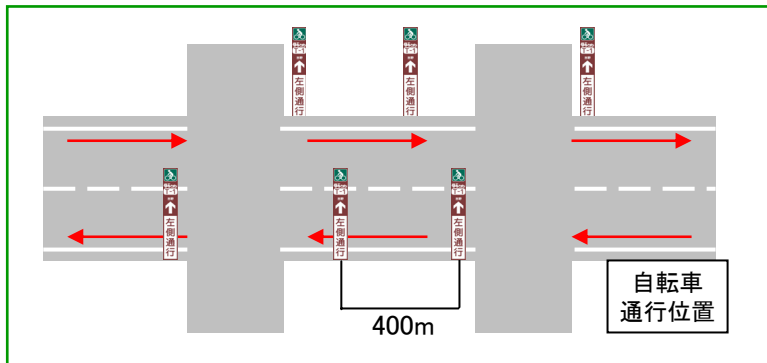


- ※1 歩行者と自転車の通行を分離していない自転車歩行者道や自転車歩行者専用道路では、歩行者優先であることから、全面的なカラー舗装は自転車優先と誤解される恐れがあるため、実施しないことが望ましい。
- ※2 例えば、並行する自転車歩行者道が狭く、高齢者や子供が通行し、自転車歩行者道を自転車が通行することが危険な場合など。
- ※3 自動車への注意喚起や駐停車の抑制を特に促したい場合は、ドライバーに自転車通行位置を認識させるためにカラー舗装を行うことが望ましい。

### A-6) 左側通行明示サイン

- 自転車が車道左側を通行する区間において、下記の場合に設置を検討する\*。
- ・ 自動車交通量等が多く、安全性への配慮から通行位置や進行方向を示す必要がある場合に設置を検討する。
- ・ 高原ルートでは、利用者の走行速度が高く、逆走した場合には重大事故につながりやすいため必ず設置する。
- 区間の入口部に加えて、約 400m 間隔で設置する。ただし、A-1) 進行方向案内サインの設置位置を踏まえ、一体的に設置することが望ましい。

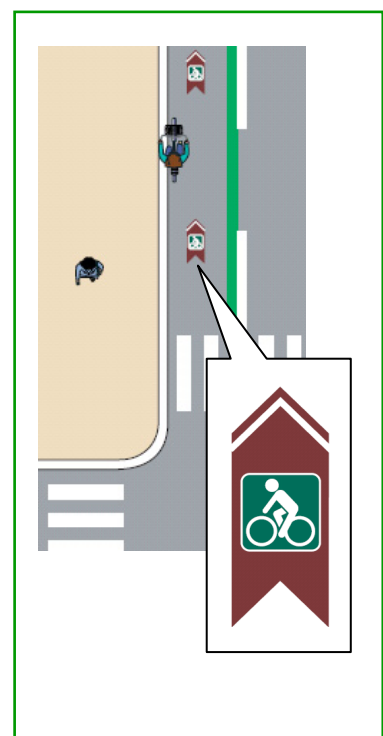
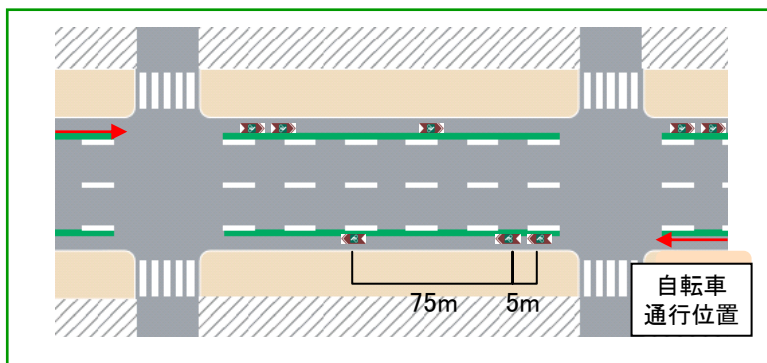
\* 歩道と並行して車道の左端部を走行する区間では、「左側走行」の表現が歩道上の左側であると誤解を招く可能性があるため、代わりに「幅寄せ注意」サインを設置する。



### A-7) 通行位置推奨サイン

#### i) 自転車走行空間用

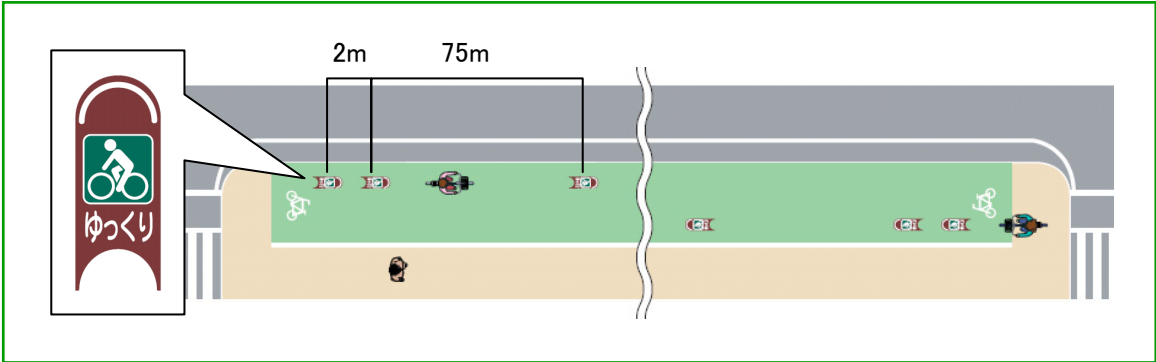
- 自転車が車道左側を通行する区間において、下記の場合に設置を検討する。
- ・ 自転車走行空間（自転車道や自転車専用通行帯等）が確保されており、通行位置や進行方向を示す必要がある場合に設置を検討する。
- 区間の入口部は約 5m 間隔で設置し、2 箇所目以降は約 75m 間隔で設置する。





ii) 自転車歩行者道用

- ・ 自転車が自転車歩行者道を通行する区間において、4m以上の幅員が確保されており、普通自転車の歩道通行部分が指定されている部分に設置を検討する。
- ・ 区間の入口部は約2m間隔で設置し、2箇所目以降は約75m間隔で設置する。
- ・ 自転車通行位置を重点的に明示する必要がある区間では、設置間隔を約15mとすることが望ましい。



2) 設置位置

自転車ルート上の通行位置別に、案内誘導サイン（補助タイプ）の設置位置を下表に示す。  
自転車の通行位置は第3章を参照すること。

表 5.9 案内誘導サイン(補助タイプ)の設置位置

サイン種類	自転車ルート上の通行位置						
	車道左側端部 (1車線道路)	車道左側端部 <sup>※1</sup> (多車線道路)		自転車歩行者道	自転車歩行者専用道路	自転車道	
		歩道あり	歩道なし				
A-4) 交差点横断位置案内サイン	看板(標識型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
A-5) カラーライン(カラー舗装)	—	・車道左端 ・路肩	・車道左端 ・路肩	—	—	—	—
A-6) 左側通行明示サイン	看板(縦型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	—	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
	看板(標識型) <sup>※2</sup>	—	—	・路肩	—	—	—
A-7) 通行位置推奨サイン	専用空間用 <sup>※3</sup>	フットサイン	—	・車道左端 ・路肩	・車道左端	—	—
	自転車歩行者道用	フットサイン	—	—	—	・普通自転車の歩道通行部分に指定されている部分	・自転車歩行者専用道路(うち自転車走行空間)

※1 自転車専用通行帯(自転車レーン)の場合も含む。

※2 山間部で周囲の樹木等により、看板(縦型)サインの視認性確保が困難な場合、代替として設置を検討する。

※3 自転車専用空間(自転車歩行者専用道路や自転車レーン等)が確保されている場合。

## 5.4 注意喚起サインの整備方針









本節では、注意喚起サインの仕様や設置箇所、設置位置等の設置基準について、標準サインと補助サインのそれぞれについて記載する。

### 5.4.1 注意喚起サインの仕様

#### (1) 注意喚起サイン(標準タイプ)

注意喚起サイン(標準タイプ)のサイズや表記内容を下表に示す。

表 5.10 注意喚起サイン(標準タイプ)の仕様一覧

サイン種類	サインサイズ及び表記内容 <sup>※2</sup>	
B-1) 自動車 注意サイン	看板(縦型)  50cm 15cm	フットサイン <sup>※1</sup>  67.5cm 45cm
B-2) 歩行者 注意サイン	看板(縦型)  50cm 15cm	フットサイン <sup>※1</sup>  67.5cm 45cm
B-3) 歩行者 優先サイン	看板(縦型)  50cm 15cm	フットサイン <sup>※1</sup>  67.5cm 45cm
B-4) 幅寄せ注意 サイン	看板(標識型)  60cm 60cm	
B-5) 横断自転車 注意サイン	看板(縦型)  150cm 30cm	

※1 看板(縦型)サインを設置する場所がない、または視認出来ない場合に、代替として設置を検討する。

※2 語句や距離表示に使用する文字フォントについては、以下の通りとする。





【和文】じゅん 34 (長体：100～55%、平体：100～75%)

【英数】じゅん 34 (長体：100～55%、平体：100%)

(2) 注意喚起サイン(補助タイプ)

注意喚起サイン(補助タイプ)のサイズや表記内容を下表に示す。

表 5.11 注意喚起サイン(補助タイプ)の仕様一覧

サイン種類	サインサイズ及び表記内容*
<p>B-6) 自転車ルート 明示サイン</p>	<p>フットサイン</p>  <p>1.5m</p> <p>1.5m</p> <p>ドライバーに自転車利用が多いこと明示し、注意を促すピクト</p>
<p>B-7) 自転車 走行箇所 明示サイン</p>	<p>フットサイン</p>  <p>1.5m</p> <p>1.0m</p> <p>ドライバーに対し、交差道路の自転車横断位置を明示し、横断する自転車に注意した運転を促すピクト</p>
<p>B-8) 自転車 注意サイン</p>	<p>看板(縦型)</p>  <p>150cm</p> <p>30cm</p> <p>交差点において、右左折するドライバーに対し、車道左側を走行する自転車や反対車線を走行する自転車に注意した運転を促す語句</p>
<p>B-9) 下り坂 注意サイン</p>	<p>看板(標識型)</p>  <p>60cm</p> <p>60cm</p> <p>自転車に急な下り坂の存在を予告し、注意を促すピクト及び語句</p>

※ 語句や距離表示に使用する文字フォントについては、以下の通りとする。

【和文】 じゅん 34 (長体：100～55%、平体：100～75%)

【英数】 じゅん 34 (長体：100～55%、平体：100%)

## 5.4.2 注意喚起サインの設置基準

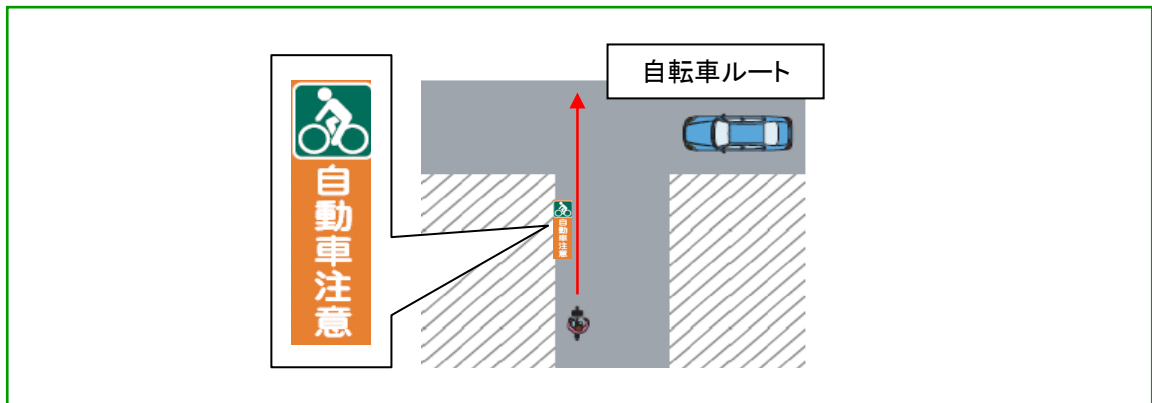
### (1) 注意喚起サイン(標準タイプ)の設置基準

注意喚起サイン(標準タイプ)の設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。

#### 1) 設置箇所・間隔

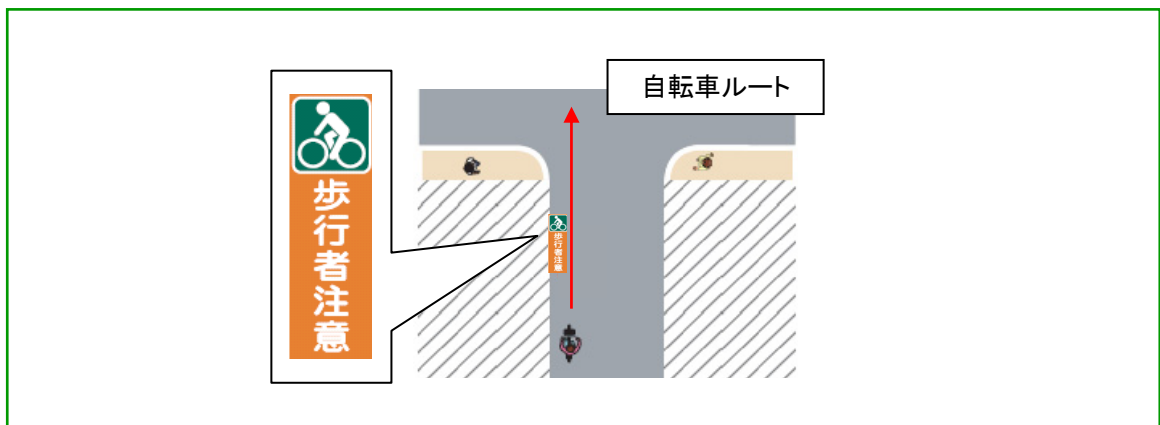
##### B-1) 自動車注意サイン

- ・ 自動車交通量の多い道路を横断する箇所において設置する。
- ・ 多車線道路(歩道なし)との交差点、または1車線道路同士の交差点で、特に見通しの悪い交差点において設置する。
- ・ 交差点手前3~6mの位置に設置する。



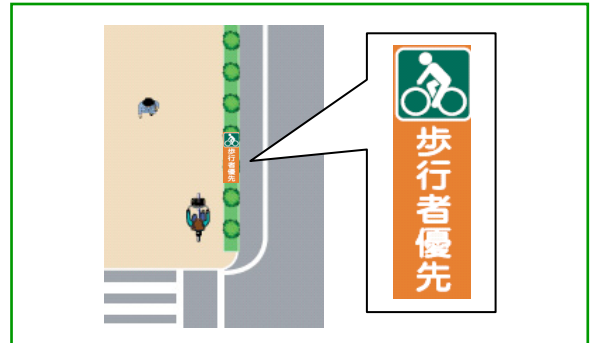
##### B-2) 歩行者注意サイン

- ・ 歩行者交通量の多い多車線道路(歩道あり)との交差点で、特に見通しの悪い交差点において設置する。
- ・ 交差点手前3~6mの位置に設置する。



### B-3) 歩行者優先サイン

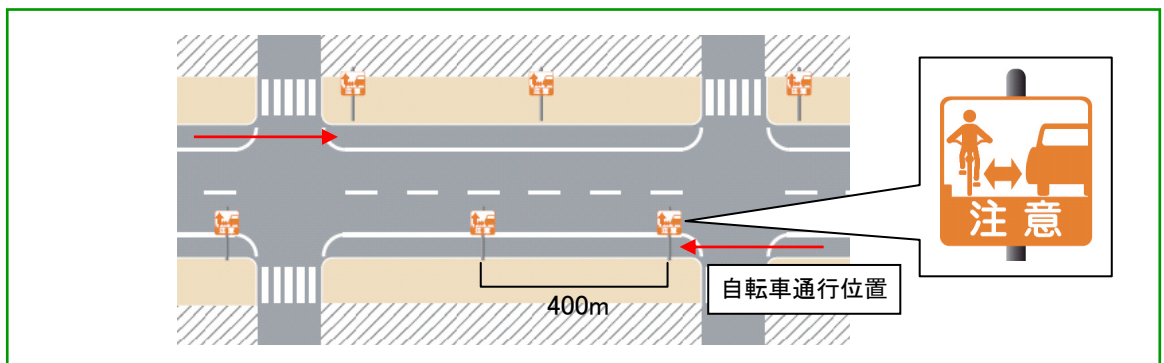
- ・ 自転車歩行者道を通行する区間において、通行規制により、普通自転車の通行部分が指定されていない場合、区間の入口部（交差点毎）に設置する。



### B-4) 幅寄せ注意サイン

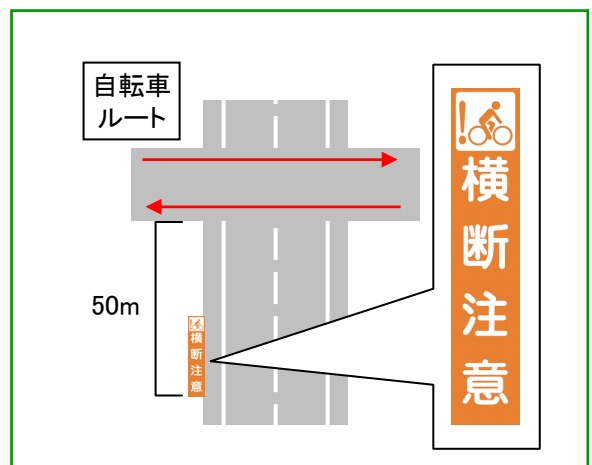
- ・ 自転車が車道左端部を通行する区間※において、区間の入口部（交差点毎）に加えて約 400m 間隔で設置する。
- ・ 自動車交通量が多く、特に自転車利用者への安全性の配慮が必要な場合は、設置間隔を短縮してもよい。

※ 歩道（自転車歩行者道）が並行している区間に設置する。歩道（自転車歩行者道）がない場合は A-6) 左側通行サインの設置を検討する。



### B-5) 自転車横断注意サイン

- ・ 自転車ルート of 交差道路が多車線道路である場合において、交差道路側の自転車が横断する箇所の手前（50m 程度）に設置する。
- ・ 自転車ルートを通行する自転車利用者に対しては、B-1) 自動車注意サインの設置をあわせて検討する。



2) 設置位置

自転車ルート上の通行位置別に、注意喚起サイン（標準タイプ）の設置位置を下表に示す。

自転車の通行位置は第3章を参照すること。

表 5.12 注意喚起サイン（標準タイプ）の設置位置

サイン種類		自転車ルート上の通行位置					
		車道左側端部 (1車線道路)	車道左側端部 <sup>※1</sup> (多車線道路)		自転車歩行者道	自転車歩行者専用道路	自転車道
			歩道あり	歩道なし			
B-1) 自動車注意サイン	看板(縦型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
	フットサイン <sup>※2</sup>	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・自転車歩行者道	・自転車歩行者専用道路	・自転車道
B-2) 歩行者注意サイン	看板(縦型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
	フットサイン <sup>※2</sup>	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・自転車歩行者道	・自転車歩行者専用道路	・自転車道
B-3) 歩行者優先サイン	看板(縦型)	・路肩	・施設帯(歩道)	・路肩	・施設帯(自転車歩行者道)	・施設帯(自転車歩行者専用道路)	・施設帯(自転車道)
	フットサイン <sup>※2</sup>	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・路肩 ・車道左端	・自転車歩行者道	・自転車歩行者専用道路	・自転車道
B-4) 幅寄せ注意サイン	看板(標識型)	—	・施設帯(歩道)	・路肩	—	—	—
B-5) 自転車横断注意サイン	看板(標識型)	交差道路側 ・施設帯(歩道、自歩道) ・路肩	—	—	—	交差道路側 ・施設帯(歩道、自歩道) ・路肩	交差道路側 ・施設帯(歩道、自歩道) ・路肩

※1 自転車専用通行帯（自転車レーン）の場合も含む。

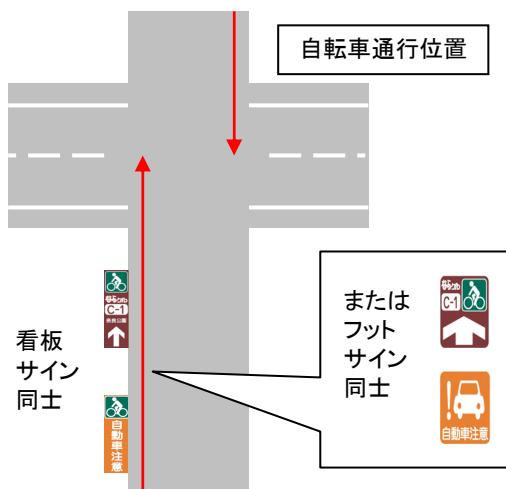
※2 看板（縦型）サインを設置する場所がない、または視認出来ない場合に、代替として設置を検討する。

<参考> 注意喚起サイン(B-1~2)と案内誘導サイン(A-1~3)を同時設置する場合の留意事項

- ・ 注意喚起サインと案内誘導サインを同一地点に設置する必要がある箇所では、利用者の安全性の確保を重視し、注意喚起サインが手前となるように設置する。
- ・ 設置サインの形態は、走行中の利用者の視線が不連続とならないように、同一形態の組み合わせ（看板サイン同士、またはフットサイン同士）が望ましい。

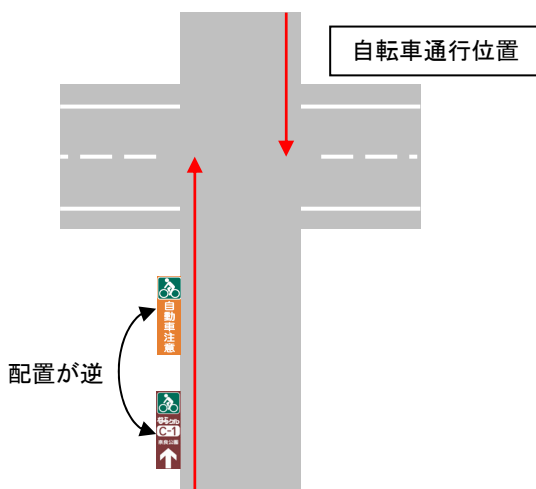
<望ましい例>

- ・ 手前に注意喚起サイン
- ・ 同一のサイン形態の組み合わせ

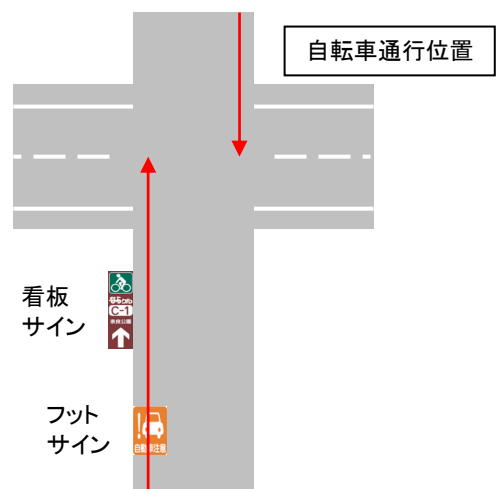


<望ましくない例>

- ・ 奥に注意喚起サイン



- ・ 異なるサイン形態の組み合わせ



## (2) 注意喚起サイン(補助タイプ)の設置基準

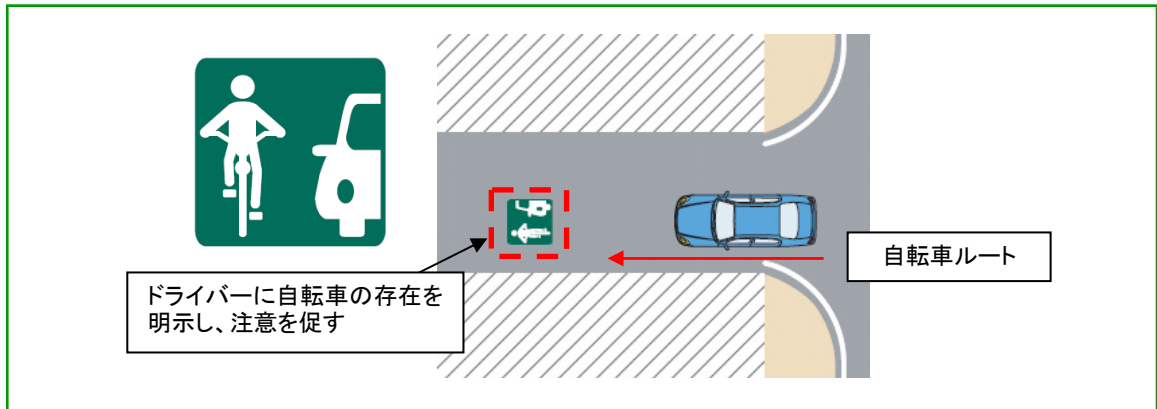
注意喚起サイン(補助タイプ)の設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。

### 1) 設置箇所・間隔

#### B-6) 自転車ルート明示サイン

○交差点から生活道路(細街路)への流入部に設置する。

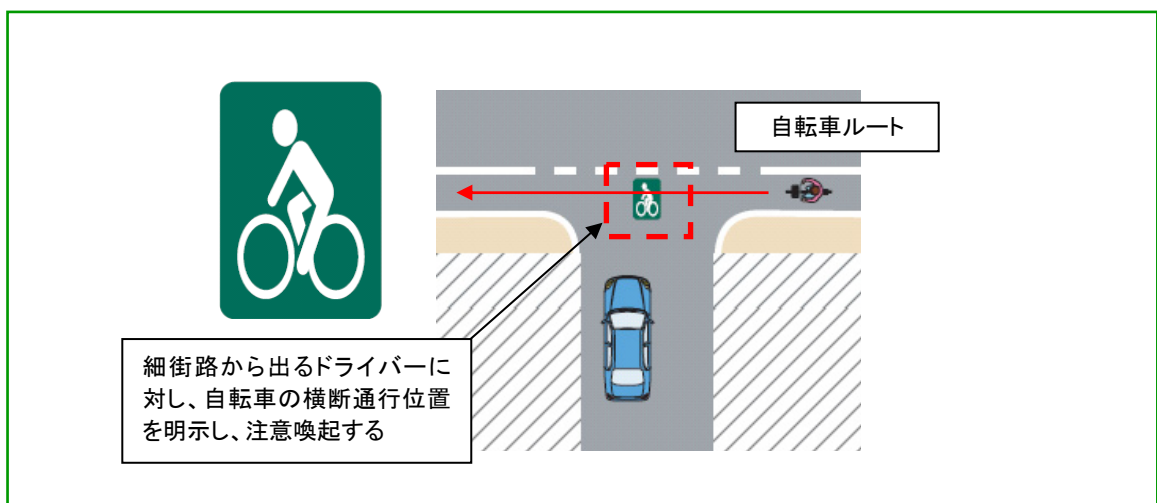
- ・特に、自転車交通量と自動車交通量がともに多い細街路において設置を検討する。



#### B-7) 自転車走行箇所明示サイン

○生活道路(細街路)から交差点への流入部に設置する。

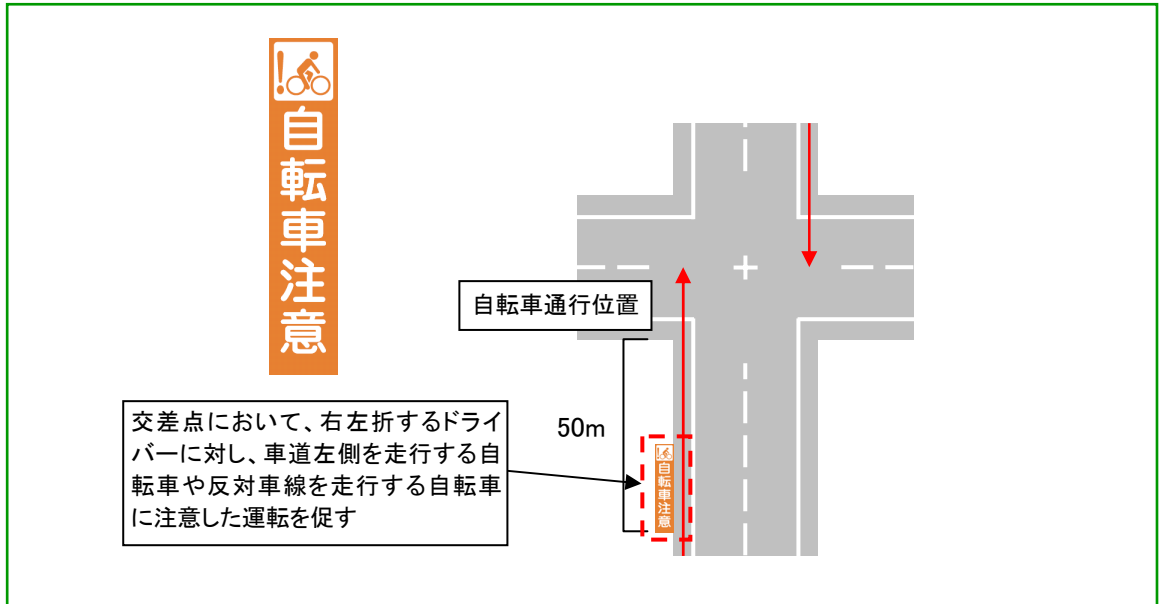
- ・特に、ドライバーからの見通しが悪く、横断する自転車交通量の多い交差点において設置を検討する。
- ・自転車横断位置に設置する。
- ・自転車ルートを通行する自転車利用者に対しては、B-1) 自動車注意サインの設置をあわせて検討する。





### B-8) 自転車注意サイン

- ・ 自転車が車道左端部を走行する区間において、特に自動車交通量の多い交差点の手前（50m 程度）に設置する。



### B-9) 下り坂注意サイン

- 下り坂の始まる手前（100m 程度手前）に設置する。
- ・ 法定の警戒標識が設置されない箇所においては、法定外サインの設置を検討する\*。



\* 基本的に、急な下り坂や急カーブの連続など危険な道路の形状に関する予告は、法定の警戒標識（「下り急勾配あり」や「右背向屈曲あり」など）を設置する。

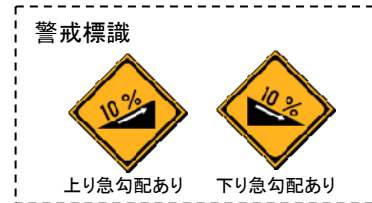
<参考> 法定の警戒標識について

■道路の縦断形状の予告

走行上、特に注意を要する急勾配の坂の手前、ならびにその途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、「上り急勾配あり」または「下り急勾配あり」の標識を設置する。設置の目安は下表となっている。

表 縦断勾配の目安

設計速度(km/h)	120	100	80	60	50	40	30	20
縦断勾配(%)	2	3	4	5	6	7	8	9



■道路の平面形状の予告

単路部において当該道路前方の屈曲屈折部の存在を予告する必要がある場合には、「右（または左）方屈曲あり」、「右（または左）背向屈折あり」等の標識を設置する。設置の目安は下表となっている。

表 屈曲・屈折の目安

設計速度(km/h)	曲線半径(m)	道路交角(度)
60	150以下	45°以上
50	100以下	
40	60以下	



2) 設置位置

自転車ルート上の通行位置別に、注意喚起サイン（補助タイプ）の設置位置を下表に示す。自転車の通行位置は第3章を参照すること。

表 5.13 注意喚起サイン(補助タイプ)の設置位置

サイン種類	自転車ルート上の通行位置					
	車道左側端部(1車線道路)	車道左側端部 <sup>※1</sup> (多車線道路)		自転車歩行者道	自転車歩行者専用道路	自転車道
		歩道あり	歩道なし			
B-6) 自転車ルート明示サイン フットサイン	・車道左側	—	—	—	—	—
B-7) 自転車走行箇所明示サイン フットサイン	—	交差点内 ・車道左側 ・路肩	交差点内 ・車道左側 ・路肩	交差点内 ・自転車歩行者道	—	—
B-8) 自転車注意サイン <sup>※2</sup> 看板(縦型)	—	・施設帯(歩道)	・路肩	—	—	—
B-9) 下り坂注意サイン <sup>※3</sup> 看板(標識型)	—	・施設帯(歩道)	・路肩	—	—	—

※1 自転車専用通行帯（自転車レーン）の場合も含む。  
 ※2 車道左側を走行する自転車利用者を考慮する場合に設置を検討する。  
 ※3 主に高原ルート等の山間部において設置する。

## 5.5 サインに使用する材料

本節では、サインに使用する材料とその特性を記載する。

### 5.5.1 看板サイン

#### (1) 標示板の基板の材料

看板サインの標示板の基板材料は、重量が軽く耐食性に優れているアルミニウム合金板を使用する。

#### (2) 標示板の反射材料

主にドライバーを対象とした注意喚起サインについては、ドライバーの視認性を向上させるため高輝度の反射シート（カプセルレンズ型）を標示板に使用する。

#### (3) 標識柱の材料

単独柱として設置する自転車向けの看板（縦型）サインの標識柱については、成型がしやすく耐食性にも優れているアルミニウム合金材を用いる。

その他の看板サインの標識柱については、一般の道路標識柱に用いられることが多い鋼管を使用する。ただし、鋼管は耐食性に弱く、錆が発生しやすいため、防錆処理（塗装、溶融亜鉛めっき等）を行う必要がある。

### 5.5.2 フットサイン

フットサインの材料には、フットサイン上を自動車が走行することを考慮し、タイヤのねじれに強い、溶融タイプのサインシートを使用する。また、使用する材料には、すべりに対する抵抗が高いことが求められる。

### 5.5.3 カラーライン・カラー舗装

カラーライン・カラー舗装<sup>※</sup>の材料には、ライン上を自動車が走行することを考慮し、タイヤのねじれに強い、溶融タイプのカラーリング材を使用する。また、使用する材料には、すべりに対する抵抗が高いことが求められる。

※ カラー舗装については、上記のように表層の表面を着色する方法のほか、アスファルト混合物中にカラー骨材を混入する方法もあるため、施工方法の検討に際しては奈良県 土木部 道路・交通環境課と協議すること。